

東大阪労働基準監督署発表
令和8年8月27日

【照会先】
東大阪労働基準監督署
電話 06-7713-2025

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(機械の運転を開始する場合において、一定の合図を定めていない疑い)

令和8年8月27日、東大阪労働基準監督署(署長 井手 奈津美)は、株式会社関西金山鑄造及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社^{かんさいかなやまちゅうぞう}関西金山鑄造(以下「被疑会社」という。)

本社所在地 大阪府八尾市竹湊

事業内容 鑄物業

(2) 同社代表取締役A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第104条第1項

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者ですが、令和7年6月12日、同社内にある鑄造設備が、同設備内の鑄型の補強材等を脱着させるジャケット移載装置と呼称される機械にあるインターロック機構によって停止したことから、労働者Bと労働者Cにインターロック機構の解除作業を行わせた後、労働者Bに鑄造設備の運転を開始させるにあたり、一定の合図を定めていなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

(1) 令和7年6月12日、労働者Cがジャケット移載装置の可動部と鑄型の間に挟まれ、死亡するという労働災害が発生しました。

(2) 関連条文は別紙のとおり。

関連条文

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 (略)
- 三 (略)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 (略)

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（両罰）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（運転開始の合図）

第百四条 事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

2 (略)